

第34回福山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

議事次第

日時：2022年（令和4年）1月26日（水）09:15～
場所：福山市役所 Web会議

1 開 会

2 報告事項

- （1） 国・県の状況について
- （2） 本市の感染状況について
- （3） 広島県の感染防止対策について

3 協議事項

- （1） 本市の対応について
- （2） その他

4 閉 会

2 報告事項

(1) 国・県の状況について

■ 国の対応状況

- 1月28日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令公布（2/1 施行）
1月30日 対策本部設置
1月30日 第1回対策本部会議（～2022年 1/25 第85回）
2月16日 第1回専門家会議（～6/19 第17回）※7/3廃止（第40回対策本部会議決定）
2月25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定
2月26日 全国的なイベント等の中止等の対応要請（3/10 継続要請）
2月27日 小中学校・高等学校等の一斉臨時休業要請
3月14日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律施行
（特措法の規定を新型コロナウイルス感染症に適用）
3月19日 専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（計7回）
3月26日 特措法に基づく政府対策本部の設置
3月28日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定
4月 7日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出
5月25日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」解除
7月3日 新型インフルエンザ等対策有識者会議に新型コロナウイルス感染症対策分科会を設置
7月6日 第1回新型コロナウイルス感染症対策分科会
（～2/25 第25回（令和2年度）、～11/16 第11回（令和3年度））
11月1日 国際的な人の往来の再開
12月8日 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」閣議決定
1月7日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出（2回目）
対象期間：1/8から2/7まで
対象区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
1月13日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の区域変更（7府県を追加）
対象区域：栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、
京都府、大阪府、兵庫県、福岡県
2月8日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長及び区域変更（栃木県を解除）
対象期間：1/8から3/7まで
対象区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、
大阪府、兵庫県、福岡県
2月28日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の区域変更（6府県を解除）
対象区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
3月8日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長
対象期間：1/8から3/21まで
3月21日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」解除
4月1日 まん延防止等重点措置
対象期間：4/5から5/5まで 対象区域：宮城県、大阪府、兵庫県
4月9日 まん延防止等重点措置
対象期間：4/12から5/5まで 対象区域：京都府、沖縄県
4月9日 まん延防止等重点措置
対象期間：4/12から5/11まで 対象区域：東京都
4月16日 まん延防止等重点措置
対象期間：4/20から5/11まで 対象区域：埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県
4月23日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出（3回目）
対象期間：4/25から5/11まで 対象区域：東京都、大阪府、兵庫県、京都府
まん延防止等重点措置
対象区域：延長（～5/11）宮城県、沖縄県
追加（4/25～5/11）愛媛県
5月7日 まん延防止等重点措置
対象区域：延長（～5/31） 沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県
追加（5/9～31） 北海道、岐阜県、三重県
5月7日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長・区域変更（追加）
対象区域：延長（～5/31） 東京都、大阪府、兵庫県、京都府
追加（5/12～31） 愛知県、福岡県
5月14日 まん延防止等重点措置
対象区域：追加（5/16～6/13） 群馬県、石川県、熊本県
「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の区域変更（追加）
対象区域：追加（5/16～31） 北海道、岡山県、広島県

5月21日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の区域変更（追加） 対象区域：追加（5/23～6/20）沖縄県
5月28日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長 対象区域：延長（～6/20）北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、 岡山県、広島県、福岡県
	まん延防止等重点措置 対象区域：延長（～6/20）埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県
6月17日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長・区域変更 対象区域：延長（～7/11）沖縄県 解除（～6/20）北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、 岡山県、広島県、福岡県
	まん延防止等重点措置 対象区域：延長（～7/11）埼玉県、千葉県、神奈川県 追加（6/21～7/11）北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、 兵庫県、福岡県
7月8日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長・区域変更（追加） 対象区域：延長（～8/22）沖縄県 追加（～8/22）東京都
	まん延防止等重点措置 対象区域：延長（～8/22）埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府
7月30日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長・区域変更（追加） 対象区域：延長（～8/31）沖縄県、東京都 追加（8/2～8/31）埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府
	まん延防止等重点措置 対象区域：追加（8/2～8/31）北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県
8月5日	まん延防止等重点措置 対象区域：追加（8/8～8/31）福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、 愛知県、滋賀県、熊本県
8月17日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長・区域変更（追加） 対象区域：延長（～9/12）沖縄県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府 追加（8/20～9/12）茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、 兵庫県、福岡県
	まん延防止等重点措置 対象区域：延長（～9/12）北海道、石川県、福島県、愛知県、滋賀県、熊本県 対象区域：追加（8/20～9/12）広島県、岡山県、宮城県、山梨県、富山県、 岐阜県、三重県、香川県、愛媛県、鹿児島県
8月25日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の区域変更（追加） 対象区域：追加（8/27～9/12）北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、 広島県、岡山県
	まん延防止等重点措置 対象区域：追加（8/27～9/12）高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県
9月9日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長 対象区域：延長（～9/30）北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、沖縄県
	まん延防止等重点措置 対象区域：延長（～9/30）福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県、鹿児島県 対象区域：追加（9/13～9/30）宮城県、岡山県
9月28日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言・まん延防止等重点措置」の解除を決定 解除対象区域：緊急事態宣言（～9/30）19都道府県 まん延防止等重点措置（～9/30）8県
1月7日	まん延防止等重点措置 対象期間：1/9～1/31 対象区域：広島県、山口県、沖縄県
1月19日	まん延防止等重点措置 対象区域：追加（1/21～2/13）群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県 熊本県、宮崎県
1月25日	まん延防止等重点措置 対象区域：延長（～2/20）広島県、山口県、沖縄県 対象区域：追加（1/27～2/20）北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県 石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県 島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県

■ 県の対応状況

1月29日	特別警戒本部設置
1月29日	第1回特別警戒本部員会議（～2022年 1/25 第56回）
1月29日	県民向け相談窓口設置
1月30日	特別警戒本部を「非常体制」に移行
2月26日	県主催イベント等の取扱いを決定
2月28日	県立小中学校・高等学校等の一斉臨時休業を決定
3月 6日	県内（広島市）で1例目の感染を確認（計40,787例の感染を確認（1/25公表））
3月26日	特措法に基づく県対策本部の設置
4月13日	広島県感染拡大警戒宣言
4月14日	県立学校の臨時休業を決定（期間：4/16から5/6まで）
4月18日	広島県における緊急事態措置等制定（措置等期間：5/6まで）
4月27日	県立学校の臨時休業延長を決定（延長期間：5/31まで）
5月 5日	広島県における緊急事態措置等の変更（措置等期間：5/31まで）
5月11日	広島県における緊急事態措置等の変更（一部施設の使用制限の協力要請解除）
5月15日	広島県の対処方針制定（最終改正：12/1）
11月13日	「早期の医療受診」の勧奨、「積極ガードダイヤル」の周知・啓発メッセージ発信
12月11日	「新型コロナ感染拡大防止集中対策」決定（実施期間：12/12から1/3まで）
12月25日	「新型コロナ感染拡大防止集中対策」の期間延長等を決定（実施期間：1/17まで）
1月14日	「第2次新型コロナ感染拡大防止集中対策」決定（実施期間：1/8から2/7まで）
2月4日	「第3次新型コロナ感染拡大防止集中対策」決定（実施期間：2/8から2/21まで）
4月19日	警戒レベルステージ2へ引き上げ
5月7日	警戒レベルステージ3へ引き上げ 「新型コロナ感染防止集中対策」決定（実施期間：5/8から6/1まで）
5月14日	警戒レベルステージ4へ引き上げ
5月15日	「緊急事態宣言」の発出に伴う新型コロナ感染拡大防止集中対策 決定 （集中対策期間：5/8～6/1 緊急事態措置実施期間：5/16～31）
5月28日	「緊急事態宣言」の発出に伴う新型コロナ感染拡大防止集中対策の延長 決定 （集中対策期間：5/8～6/20 緊急事態措置実施期間：5/16～6/20）
6月17日	「緊急事態宣言」解除後の新型コロナ感染拡大防止集中対策 決定 （集中対策期間：6/21～7/11）
7月8日	感染拡大防止集中対策 終了の決定（7/11まで）、対処方針の改正
7月30日	新型コロナ感染拡大防止のための早期集中対策 決定 集中対策重点区域：広島市、三原市、廿日市市 （早期集中対策期間：7/31～9/12）
8月5日	新型コロナ感染拡大防止のための早期集中対策（重点区域 追加） 集中対策重点区域：追加（8/6～9/12）呉市、尾道市、福山市、府中市
8月17日	「まん延防止等重点措置」の適用に伴う 新型コロナ感染拡大防止のための早期集中対策 決定 （早期集中対策期間：7/31～9/12 まん延防止等重点措置の実施期間：8/20～9/12） まん延防止等重点措置区域：広島市、三原市、廿日市市、呉市、尾道市、福山市、 府中市、竹原市、東広島市、府中町、海田町、坂町
8月25日	「緊急事態措置」の実施に伴う 新型コロナ感染拡大防止のための集中的な対策の強化 決定 （集中対策期間：8/27～9/12 ※早期集中対策期間は8/26まで）
9月9日	「緊急事態措置」の実施期間延長に伴う 新型コロナ感染拡大防止のための集中的な対策 決定 （集中対策期間：9/13～9/30 ※緊急事態措置を実施する期間と同様）
9月28日	「緊急事態措置」終了後の新型コロナ感染拡大防止集中対策 決定 （集中対策期間：10/1～10/14） 集中対策重点区域：広島市、東広島市、府中町、海田町
10月11日	感染拡大防止集中対策 終了の決定（10/14まで）、対処方針の改正
12月1日	対処方針の改正
1月6日	感染レベル2へ引き上げ
1月7日	「まん延防止等重点措置」の適用に伴う 新型コロナ感染拡大防止のための集中対策 決定 （早期集中対策期間：1/7～1/31 まん延防止等重点措置の実施期間：1/9～1/31）
1月25日	「まん延防止等重点措置」の実施期間延長に伴う 新型コロナ感染拡大防止のための集中対策 決定 （集中対策期間：1/7～2/20 まん延防止等重点措置の実施期間：1/9～2/20）

(2) 本市の感染状況について

2022年（令和4年）1月24日現在

〇 感染状況の推移

陽性者 (延人数)	現在患者数	入院 (内重症)	宿泊 療養	施設 療養	その他	退院等	死亡
		14 (0)	53	3	971		
4, 670	1, 041					3, 603	26

(件, 人) 陽性件数
10万人当たり陽性者数
(直近1週間)

[レベル3~4]
病床使用率などの状況と
予測で判断

[レベル2]
警戒を強化すべきレベル
警戒基準値
10~15人
(1週間10万人当たり)
※感染スピード等を考慮して判断

[レベル1]
維持すべきレベル
新規患者が
継続的に発生

[レベル0]
感染者ゼロ
2週間程度
新規患者数0人

※主な指標

- 〇10万人当たり陽性者数(直近1週間)
186.14人 (1/18~1/24)
- 〇病床ひっ迫具合
13.0% (14/108)
- 〇宿泊療養
20.1% (53/264)

自宅療養 : 863
調整中 : 108

※レベル3~4の基準
レベル3 : 次のいずれかに該当「病床使用率50%超」「重症病床使用率50%超」「確保病床使用率 3週間後予測100%超」
レベル4 : 次のいずれかに該当「病床使用率85%超」「重症病床使用率85%超」「確保病床使用率 1週間後予測100%超」

「まん延防止等重点措置」の実施期間延長に伴う
新型コロナ感染拡大防止のための集中対策

1 趣旨

令和3年11月30日、感染力が非常に強いオミクロン株の感染が国内ではじめて確認され（空港検疫）、12月下旬からは市中感染とみられる感染が全国各地で確認されるとともに、年明け以降、本県を含めこれまでにない極めて速いスピードの感染拡大が続いており、社会機能の維持が困難になってくることも懸念されている。

こうした中、本県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づくまん延防止等重点措置の適用を受け対策に取り組んでいるが、依然として感染の拡大傾向が続いていることから、当該措置を実施すべき期間の延長を要請し、法第31条の4第3項に基づき、2月20日まで延長することが決定された。

県内の感染状況は、昨年末以降、新規報告者数に急速な増加傾向が認められ、直近1週間の人口10万人当たり新規報告者数（全県）は、1月6日の23.5人から1月24日の325.8人と急上昇している。

また、医療提供体制については、1月6日の確保病床使用率24.7%、確保重症病床使用率2.2%から1月24日には42.1%、8.6%と上昇、自宅療養者も多数にのぼるため、更なる病床の確保、健康観察の強化、オンライン診療センターの稼働など、体制強化を行っている。

今後については、現時点で予断を許さない状況にあり、医療機関、高齢者施設等、学校などでクラスターが相次いで発生していること、中高年への感染の広がりや大都市圏における感染の急拡大に注意を払う必要があることなど、感染レベル（現在：「レベル2」（警戒を強化すべきレベル））は、更に悪化することも懸念される。

専門家の方からは、

- ・ 対策により飲食を起因とする割合は減っており、感染者数がピークアウトしていない現状では、飲食店に対する時短要請等の対策を緩和する状況にはないとする。
- ・ オミクロン株でも感染経路は変わらず、県民一人ひとりが自分の問題として、基本的な感染防止対策を徹底するよう、粘り強く呼びかけていくことが重要である。
- ・ 感染者が急激に増加する時期の保健所の業務については、重症化リスク因子を有する者や医療機関、高齢者施設等のクラスターの対応に重点化を図り、適切に医療に繋げる体制とする必要がある。
- ・ 軽症・無症状者が9割以上を占めること並びに症状が早期に発現することから、症状を認めたら直ぐに医療機関を受診し必要な医療を受けること、また、圧倒的に多くなる軽症者・自宅療養者への初期診療、オンライン診療センターの活用を含めた再診体制及び薬の配送体制を拡充・強化することが極めて重要である。
- ・ 医療機関や高齢者施設等では、感染症対策を改めて徹底するほか、感染者の早期探知と医療福祉クラスター対応班による早期介入を継続していく必要がある。

などの意見がなされている。

こうしたことを踏まえ、ワクチン接種を進めるとともに、引き続き、県民・事業者に必要な感染防止対策の徹底を要請することや、まん延防止等重点措置に対する理解と協力により、感染の拡大及び重症者・死亡者の発生を最小限に抑え、早期に警戒基準値を安定的に下回る状態とすることを目指して取り組む。

なお、法第31条の6第1項に基づき、知事が協力要請等を行う「まん延防止等重点措置区域」は、別紙に定める。

また、ワクチン・検査パッケージ制度（令和3年11月19日要綱制定 新型コロナウイルス感染症対策本部）の適用及び対象者全員検査による行動制限等の緩和は、感染状況を踏まえ、当面、行わない。

2 集中対策期間

令和4年1月7日（金）～2月20日（日）

（まん延防止等重点措置の実施期間 令和4年1月9日（日）～2月20日（日））

なお、今後、感染状況に十分な改善の見込みが見られない場合には、「緊急事態措置」の実施を要請するなど更なる対策の強化を図る。

また、感染状況の改善が認められる場合には、対策期間内であっても、要請事項（行動制限）の段階的な緩和やまん延防止等重点措置区域の一部解除を行う。

3 県民、事業者への要請【全県共通】

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」（以下、県の対処方針という。）では、「3 県民に対する要請」及び「4 事業者に対する要請」により、県民や事業者に対して、家庭内、外出・移動時、職場や店舗における基本的な感染防止、業種別ガイドラインの遵守、感染リスクの高まる「5つの場面」への注意や十分な換気など、確実な実践を要請している。

（1）人と人との接触機会の低減

ア 外出の削減【法第24条第9項に基づく要請】

- ・ 日常生活上必要な買い物などを含めて外出機会をできるだけ削減すること。
- ・ また、必要があつて外出する場合においても、必ずマスクを着用したうえで、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けるなど、可能な限り人と人との接触を避け、距離を置く（1メートル以上、できるだけ2メートル以上）ことを心がけること。

※外出の削減の対象としない場合の例

医療機関への通院、各種健診の受診、医薬品の購入、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など

イ 職場への出勤等【法第24条第9項に基づく要請】

- ・ 徒歩・自転車通勤、時差出勤などを促し、通勤時の人と人との接触を減らすこと。

(2) 飲食店等の利用と感染予防【法第 24 条第 9 項等に基づく要請】

- ・ 同居する家族以外での会食等は控えること。ただし、同居する家族以外での会食等にあつて、次に掲げる物理的な対策等がとられている飲食店等を利用する場合、居室や屋外のキャンプ場などにおいて飛沫感染防止（アクリル板等の設置または他者との間隔を 1 メートル以上もしくはマスク会食）、手指消毒及び換気を徹底する場合は、その限りとしなない。
- ・ 会食等を行う場合には、アクリル板等の物理的対策の適切な導入などを県が認証する「広島積極ガード店ゴールド」を利用すること（当面の間、「広島積極ガード店」、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を含む）。また、「広島コロナお知らせ QR」の利用のほか、飲食店等が行う感染予防対策に協力すること。
- ・ 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を行わないこと。
- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設（カラオケ設備を提供する店舗、スポーツクラブなどの運動施設等）においては、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行うとともに、感染者が発生し、感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して、利用者には検査や受診を呼びかけること。

(3) 別紙の 1 の区域における飲食店等の利用

- ・ 同一グループの同一テーブルでの会食は 4 人以内とすること。
- ・ 要請に係る営業時間以外の時間に、当該飲食店等にみだりに出入りしないこと。【法第 31 条の 6 第 2 項に基づく要請】、
- ・ 営業時間の短縮要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。

(4) 他地域への移動の自粛【法第 24 条第 9 項に基づく要請】

- ・ 県境を越える移動は、最大限、自粛すること。
- ・ どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地で検査を受けること。
- ・ 他の都道府県からの来訪者と面会する機会がある場合、感染リスクを考慮した行動を行うこと。事業者においては、出張時期の変更や Web 会議への切替えの検討などを行うこと。
- ・ 県内の市町をまたぐ移動は、日常生活上必要な買い物など外出の半減と合わせ、極力、控えること。
- ・ なお、上記の往来は通勤・通学や医療機関の受診まで制限するものではない。

(5) 県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

感染状況は「レベル 2」（警戒を強化すべきレベル）であることから、県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ業務を継続すること。

4 イベントの開催要件【全県共通】

1 月 11 日以降のイベントについては、「広島県におけるイベントの開催条件について」（令和 4 年 1 月 11 日適用）のとおり、イベントの主催者等に対して、法第 24 条第 9 項に基づき、その規模要件等に沿った開催を要請する。

5 本対策に合わせた対応

(1) 急激に増加する感染者の重症化防止

増加している自宅療養者のフォローアップ、入院病床や宿泊療養施設での適切な療養が行えるよう、次のとおり対策を行う。

ア 積極的疫学調査の重点化及びPCR検査等の検査体制の充実

イ 症状に応じた医療・療養体制の確保

(2) クラスター対策

クラスターの芽となる感染者の早期発見と収束のため、次のとおり対策を行う。

ア 医療機関や高齢者施設等の従事者に対する定期的なPCR検査の実施

イ 「医療福祉クラスター対応班」による施設への早期介入と感染管理指導

ウ 学校や大学等への要請

(学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校等))

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえた対応を行うこと。

とりわけ、感染リスクの高い活動(グループワーク、調理実習、接触する運動等)における、児童生徒の「接触」等についてはできるだけ避けることとし、実施する場合には一定の距離を保つなど工夫すること。

学校行事について、飲食物の提供等、リスクの高い活動は感染状況等を踏まえ慎重に実施の可否を検討すること。修学旅行等、校外における活動は、行先の感染状況等を踏まえ慎重に実施の可否を検討すること。

昼食時には黙食を徹底し、登下校時の飲食は控えるよう指導すること。

寄宿舎に居住する生徒が帰省する際には、移動を最小限とするなど感染リスクを減ずること。

高等学校における部活動については、可能な限り感染症対策を行い、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動など、リスクの高い活動の実施は慎重に検討すること。

分散登校や臨時休業等を実施する際にはオンライン授業を実施できるよう準備するなど、地域や学校の状況に応じた対応に留意すること。

なお、小学校・中学校においても、分散登校や臨時休業等を実施する際にオンライン授業が実施できるよう、県教育委員会が支援する。

(大学、高等専門学校等)

授業に当たっては、こまめな換気・消毒、収容人数の制限、座席の間隔の確保、オンライン授業の活用等により、感染防止対策の徹底を図ること。

臨地実習に当たっては、実習先における感染防止対策の遵守に加え、事前のPCR検査の積極的な受検、実習前2週間及び実習期間中における感染防止対策の徹底を図ること。

寮生活、クラブ・部活動や合宿など集団行動における感染防止対策の徹底を図ること。

(3) ワクチン接種

感染症の収束を図るため、一人でも多くの方にワクチン接種をしていただけるよう、引き続き、有効性や安全性等の情報を周知していくとともに接種機会を確保する。

また、ワクチンの効果を持続させるため、市町や医師会等と連携して、追加接種の推進を図っていくとともに、県としても、市町の接種体制確保を支援するため、大規模接種会場の設置や職域接種を支援する。

重点措置区域の住民，事業者への要請

1 重点措置区域の設定

感染の地域的な抑え込み，全県への拡大防止のため，次の地域を法第 31 条の 6 第 1 項に基づき，知事が協力要請等を行うまん延防止等重点措置区域（以下「重点措置区域」という。）として定める。

- ①広島市，呉市，竹原市，三原市，尾道市，福山市，大竹市，東広島市，廿日市市，江田島市，府中町，海田町，坂町：令和 4 年 1 月 7 日（金）決定
- ②府中市，三次市，庄原市，安芸高田市，熊野町，安芸太田町，北広島町，大崎上島町，世羅町，神石高原町：令和 4 年 1 月 13 日（木）決定

2 重点措置区域の住民，事業者への要請

「3 県民，事業者への要請」に加え，1により定める区域の住民，事業者に対して，本対策の期間中，次の事項を要請する。

(1) 人と人との接触機会の低減

ア 外出の削減【法第 24 条第 9 項に基づく要請】

- ・ 日常生活上必要な買い物などを含めて外出機会と時間を合わせて半分に削減すること。特に 20 時以降の外出はさらに削減すること。なお，通学や医療機関の受診まで制限するものではない。

※外出の削減の対象としない場合の例

医療機関への通院，各種健診の受診，医薬品の購入，必要な出勤・通学，自宅近隣における屋外での運動や散歩など

イ 職場への出勤等【法第 24 条第 9 項に基づく要請】

- ・ Web 会議やテレワークの活用，休暇取得の促進等により，出勤者数の削減の取組を推進すること。また，出勤者数削減の実施状況を公表し，取組を促進すること。
- ・ テレワーク等出勤に代替した勤務形態がとれない方のいる事業所等では，執務室を分散させるなどによって執務室内の定員を削減することとして実施すること。
- ・ 重点措置区域においては，住民に対して 20 時以降の更なる外出削減を要請することを踏まえ，事業の継続に必要な場合を除き 20 時以降の勤務を抑制すること。

3 施設の使用制限等

(1) 飲食店等に対する要請【法第 31 条の 6 第 1 項等に基づく要請】

マスクを外した状態での人との接触機会を可能な限り低減させることを目指し，重点措置区域内の飲食店等に対して，次表のとおり営業時間の短縮等を要請する。また，要請に応じた場合には，別に決定する協力支援金を支給する。

ワクチン・検査パッケージ制度（令和 3 年 11 月 19 日要綱制定 新型コロナウイルス感染症対策本部）の適用及び対象者全員検査による行動制限等の緩和は，感染状況を踏まえ，当面，行わない。

要請の期間	1の①の区域：令和4年1月9日（日）～2月20日（日） ※要請を延長する期間：2月1日（火）～2月20日（日）	
	1の②の区域：令和4年1月14日（金）～2月20日（日） ※要請を延長する期間：2月1日（火）～2月20日（日）	
要請の根拠	ア 法第31条の6第1項、イ 法第24条第9項	
要請内容	ア 営業時間を5時から20時までとし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わないこと。 イ 同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること	
施設の種類	食品衛生法上における飲食店の営業許可を受けている店舗（結婚式場、居酒屋、バー、カラオケボックス等を含む。） ※宅配・テイクアウトサービスは除く。	
協力支援金 支給単価 （単位：万円）	・希望者には、早期給付を実施	
	中小企業	大企業
	3.0 ～ 10.0／日	最大 20／日
支給要件	・「広島積極ガード店」、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録 ・通常の閉店時間が20時以降 など	

（２）大規模な集客施設に対する要請【法第31条の6第1項に基づく要請】

施設に人が集まることによる人流を抑制し、人と人との接触機会の低減を図る必要があることを踏まえ、重点措置区域内の大規模な集客施設（多数の者が利用する1,000㎡超の施設）に対して、次表のとおり要請を行う。この場合、協力金は支給しない。

要請の期間	1の①の区域：令和4年1月9日（日）～2月20日（日） ※要請を延長する期間：2月1日（火）～2月20日（日）	
	1の②の区域：令和4年1月14日（金）～2月20日（日） ※要請を延長する期間：2月1日（火）～2月20日（日）	
要請の根拠	法第31条の6第1項	
施設の種類	施設の例	要請の内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館 等	【1,000㎡超】 ・入場をする者の整理等 ・入場をする者に対するマスクの着用の周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等） ・施設内での飲食につながる酒類提供（利用者による酒類の持ち込みを含む。）の自粛 ※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設は、上記1の要請に従うこと
集会・展示施設	集会場又は公会堂、展示場、葬儀場 等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館、美術館、図書館 等	
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター 等	
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券販売所、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション、理美容店、質屋、貸衣装屋 等	

(3) 行政の取組

県は、営業時間の短縮等の実効性の担保、業種別ガイドラインの遵守の徹底のため、関係機関と連携して、飲食店等に対して見回り活動、路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動に対する必要な注意喚起等を行う。

また、感染状況に応じてまん延防止のために必要な措置の要請等（法第 24 条第 9 項等）を行う。

【まん延の防止のために必要な措置】

- ・ 従業員に対する新型コロナウイルスにかかっているかどうかについての検査を受けることの勧奨
- ・ 新型コロナウイルスの感染の防止のための入場者の整理及び誘導
- ・ 発熱その他の新型コロナウイルスの症状を呈している者の入場の禁止
- ・ 手指の消毒設備の設置
- ・ 施設の消毒
- ・ マスクの着用その他の新型コロナウイルスの感染の防止に関する措置の入場者に対する周知、正当な理由がなく当該措置を講じない者の入場の禁止 など

大規模な集客施設における入場者の整理等について

1 要請等の内容

入場者の整理等とは、これまでの入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置に加え、施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置の双方を要請するものである。

2 入場者の整理等の内容

国の基本的対処方針及び事務連絡による以下の入場整理等の実施方法の例を参考に、入場整理等の実施を要請する。また、入場整理等の実施状況について、ホームページ等を通じて広く周知すること。

○施設全体での措置

- ・ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理
- ・ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減（緊急避難場所となっている場合は除く。）等による人数制限

○売場別の措置

- ・ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のweb登録等による人数管理
- ・ 一定以上の入場ができないよう人数制限
- ・ アプリで混雑状況を配信できる体制の構築

（混雑時間帯に関する情報提供による、オフピークタイムでの来店呼びかけ）

このほか、混雑につながるような催物、バーゲンやタイムセールなどは、特に十分な対策を実施すること。

※ 県は、施設の取組について、県民へ十分周知し、理解と協力を求める。

まん延防止等重点措置の延長に伴う本市の対応について

政府は、1月9日～31日までを実施期間として広島県に発出していたまん延防止等重点措置を2月20日まで延長することを決定しました。

本市は、この度のまん延防止等重点措置の延長を受け、次のとおり、感染拡大防止に取り組めます。

- 1 集中対策期間 令和4年1月7日（金）～2月20日（日）
（まん延防止等重点措置の実施期間 令和4年1月9日（日）～2月20日（日））
- 2 本市の対応
 - （1）公共施設等の利用について
原則として、休館又は利用を制限
※1「公共施設等の利用について」を参照
※2感染状況の改善が認められる場合には、対策期間内であっても制限を緩和することがあります。
 - （2）市及び市の外郭団体が主催するイベント等について
原則として、中止又は延期
ただし、オンライン開催や、この期間内に実施することが止むを得ないもので、参加者が特定されており、3密を回避できる十分なスペース等を有するものを除く。
 - （3）学校の対応
市立中学校、義務教育学校及び福山中・高等学校の部活動は原則中止
 - （4）保育施設等の対応（保育所、こども園、幼稚園、放課後児童クラブ）
 - ・感染防止対策を徹底したうえで、通常どおり開所（開園）
 - ・家庭で安全に過ごすことが可能な場合は登園・利用を控えていただくよう依頼
- 3 広島県の「「まん延防止等重点措置」の実施期間延長に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中対策」（令和4年1月25日変更）参照

公共施設等の利用について

福山市の公共施設における令和4年1月9日(日)～2月20日(日)までの対応は、次のとおりです。

○基本的な方針

- ・原則として、休館又は利用制限とします。
- ・20時以降開館している施設については、1月9日から開館時間を20時までに短縮します(周知期間の必要な施設を除く)。
ただし、既に20時以降の使用に係る許可を受けており、キャンセルが困難な場合は、使用を認めます。

※不明な点は、問い合わせ先にご確認ください。

区分	連番	施設名	対応状況	利用制限の内容等	問い合わせ先
文化関連施設	1	菅茶山記念館	休館	・新規の予約:中止 ・既存の予約:中止依頼(使用料全額還付)	電話:084-963-1885
	2	神辺歴史民俗資料館			電話:084-963-2361
	3	松永はきもの資料館			電話:084-934-6644
	4	鞆の浦歴史民俗資料館			電話:084-982-1121
	5	鞆の津の商家			
	6	あしな文化財センター			電話:0847-52-5538
	7	しんいち歴史民俗博物館			電話:0847-52-2992
	8	ふくやま美術館			電話:084-932-2345
	9	ふくやま書道美術館			電話:084-925-9222
	10	ふくやま文学館			電話:084-932-7010
	11	ぬまくま文化館			電話:084-987-0003
	12	福寿会館			電話:084-923-1516
	13	ふくやま芸術文化ホール		・新規の貸館予約:中止 ・既存の貸館予約:中止依頼(使用料全額還付) ※ただし、利用する場合は大声あり収容率50%, 大声なし収容率100%	電話:084-928-1800
	14	神辺文化会館			電話:084-963-7300
	15	沼隈サンパル			電話:084-987-1866
	16	福山城博物館		※現在、リニューアル・耐震工事のため休館中	電話:084-922-2117
	17	福山城(湯殿・月見櫓)			
運動関連施設	18	エフピコアリーナふくやま(総合体育館)	休館	・新規の予約:中止 ・既存の予約:中止依頼(使用料全額還付)	市民局まちづくり推進部 スポーツ振興課 電話:084-928-1106 福山市スポーツ協会 総務企画課 電話:084-927-9910
	19	福山通運ローズアリーナ(緑町公園屋内競技場)			
	20	松永健康スポーツセンター			
	21	水上スポーツセンター			
	22	沼隈体育館			
	23	新市スポーツセンター			
	24	障害者体育センター			
	25	takao+ばらの街アレナ神辺(神辺体育館)			
	26	福山通運ローズスタジアム(竹ヶ端運動公園陸上競技場)			
	27	エブリイ福山市民球場(竹ヶ端運動公園野球場)			
	28	神辺テニスセンター			
	29	福山テニスセンター			
	30	沼隈体育センター			
	31	グラウンドゴルフ場(加茂町)			
福祉関連施設	32	その他スポーツ施設			
	33	老人福祉センター(5施設)	休館	・新規の貸館予約:中止 ・既存の貸館予約:中止依頼	保健福祉局 長寿社会応援部高齢者支援課 電話:084-928-1064
	34	ふれあいプラザ(30施設)			
	35	内海高齢者コミュニティセンター			
	36	すこやかセンター	利用制限	・新規の予約:中止 ・既存の予約:中止依頼(使用料全額還付)	保健福祉局 保健部総務課 電話:084-928-1164
	37	駅家福祉センター 加茂福祉会館	休館		保健福祉局 福祉部福祉総務課 電話:084-928-1061

区分	連番	施設名	対応状況	利用制限の内容等	問い合わせ先
社会教育・社会体育関連施設	38	まなびの館ローズコム	利用制限	・新規の貸館予約:中止 ・既存の貸館予約:中止依頼(使用料全額還付)	市民局 まちづくり推進部 中部地域振興課 電話:084-932-7265
	39	市立小中学校等体育館	利用中止		各学校
	40	市立小中学校等グラウンド	利用中止		各学校
	41	図書館(7施設)	利用制限	予約貸出又は返却のみ利用可	中央図書館 電話:084-932-7222 松永図書館 電話:084-933-3770 北部図書館 電話:084-976-4822 東部図書館 電話:084-940-2575 沼隈図書館 電話:084-987-5630 新市図書館 電話:0847-52-5551 神辺図書館 電話:084-962-5053
	42	歴史資料室	利用制限	市史等電話予約販売のみ利用可	総務局総務部 情報管理課 歴史資料室 電話:084-932-7264
市民センター等	43	西部市民センター	利用制限	・新規の貸館予約:中止 ・既存の貸館予約:中止依頼(使用料全額還付)	市民局松永支所 松永市民サービス課 電話:084-930-0400
	44	北部市民センター			市民局北部支所 北部市民サービス課 電話:084-976-8800
	45	東部市民センター			市民局東部支所 東部市民サービス課 電話:084-940-2571
	46	かななべ市民交流センター			市民局神辺支所 神辺市民サービス課 電話:084-962-5000
	47	ぬまくま市民交流センター			市民局市民部 沼隈支所 電話:084-980-7700
	48	しんいち市民交流センター			市民局 新市支所 電話:0847-52-5512
	49	うつみ市民交流センター		・温浴プール利用中止 ・新規の貸館予約:中止 ・既存の貸館予約:中止依頼(使用料全額還付)	市民局市民部 内海支所 電話:084-986-3111
	50	市民参画センター	利用制限	・1階市民サロン、2階まちづくりサポートセンターは利用中止 ・新規の貸館予約:中止 ・既存の貸館予約:中止依頼(使用料全額還付)	市民局まちづくり推進部 協働のまちづくり課 電話:084-923-9005
	51	公民館・交流館(79施設) コミュニティセンター・館(16施設)		・新規の貸館予約:中止 ・既存の貸館予約:中止依頼	市民局まちづくり推進部 人権・生涯学習課 電話:084-928-1243

区分	連番	施設名	対応状況	利用制限の内容等	問い合わせ先
その他	52	えほんの国	利用制限	・えほんの国及び子育て応援センターのプレイルームは混雑状況により、入場を制限 ・相談や申請等は実施(電話で可能なものは電話で)	保健福祉局 ネウボラ推進部ネウボラ推進課 (子育て応援センター) 電話:084-932-7284
	53	リサイクルプラザ	休館	・新規の貸館予約:中止 ・既存の貸館予約:中止依頼 ・大型遊具の使用禁止	経済環境局 環境部環境啓発課 (リサイクルプラザ) 電話:084-954-2619
	54	人権平和資料館	休館		市民局まちづくり推進部 人権・生涯学習課 電話:084-928-1006
	55	ふれ愛ランド	休館	・新規の予約:中止 ・既存の予約:中止依頼(使用料全額還付)	市民局まちづくり推進部 青少年・女性活躍推進課 電話:084-928-1046 福山市スポーツ協会 青少年育成課 電話:084-952-1177
	56	市立動物園	閉鎖		経済環境局 文化観光振興部観光課 電話:084-928-1042
	57	平家谷椿園	閉鎖	※現在、開園時期外につき閉鎖中	
	58	山野峡自然公園(キャンプ場)	閉鎖	・新規予約の中止 ・既存予約の中止依頼	
	59	仙酔島(キャンプ場)			
	60	クレセントビーチ海浜公園キャンプ場	閉鎖	・新規予約の中止 ・既存予約の中止依頼	経済環境局 文化観光振興部観光課 電話:084-928-1042
	61	クレセントビーチ海浜公園(海水浴)	閉鎖		
	62	鞆の浦海水浴場(仙酔島)	閉鎖		経済環境局 文化観光振興部観光課 電話:084-928-1042
	63	園芸センター	閉鎖	・駐車場使用禁止 ・本館の利用禁止	園芸センター (084)-935-7177
	64	本郷憩いの森(キャンプ場)	閉鎖	・新規の予約:中止 ・既存の予約:中止依頼	経済環境局 経済部農林水産課 電話:084-928-1033
	65	喫茶SHION(市営渡船2階)	閉鎖		経済環境局 文化観光振興部観光課 電話:084-928-1042
	66	観光案内所(福山駅)	閉鎖		経済環境局 文化観光振興部観光課 電話:084-928-1042
	67	福山メモリアルパーク	利用制限	・遊具の使用禁止 ・遊園地(アイススケートを含む)の閉鎖	建設局 都市部公園緑地課 電話:084-928-1095 福山メモリアルパーク 電話:084-926-5518
	68	内海多目的集会所	閉鎖	・新規の貸館予約:中止 ・既存の貸館予約:中止依頼(使用料全額還付)	経済環境局 経済部農林水産課 電話:084-928-1186
	69	内海ふれあいホール	利用制限	・新規の貸館予約:中止 ・既存の貸館予約:中止依頼(使用料全額還付)	経済環境局 文化観光振興部観光課 電話:084-928-1042
	70	あしだ交流館	利用制限	・新規の貸館予約:中止 ・既存の貸館予約:中止依頼(使用料全額還付)	
	71	人権交流センター	利用制限	・新規の貸館予約:中止 ・既存の貸館予約:中止依頼	市民局まちづくり推進部 人権・生涯学習課 電話:084-928-1006
	72	ぬまくま交流館		・新規の貸館予約:中止 ・既存の貸館予約:中止依頼(使用料全額還付)	
	73	内海フィッシャリーナ(貸館業務)	休館	新規の予約:中止	建設局 土木部港湾河川課 電話:084-928-1260 内海フィッシャリーナ 電話:084-986-3100
	74	福山ファミリーパークキャンプ場	閉鎖		建設局 都市部公園緑地課 電話:084-928-1095 福山ファミリーパーク 電話:084-951-6768
	75	福山ファミリーパーク(公園部分)	閉鎖		
	76	エフピコアリーナふくやま (総合体育館公園大型遊具)	利用制限	大型遊具の使用禁止	建設局 都市部公園緑地課 電話:084-928-1095
	77	富谷公園(大型遊具)	利用制限	・大型遊具の使用禁止 ・駐車場の閉鎖	
	78	芦田川かわまち広場	利用制限	・スケートボードパークとバーベキューテラスの使用禁止 ・駐車場の閉鎖	
	79	環境関連施設(ごみの受入)	通常		経済環境局 環境部環境施設課 電話:084-954-4170

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援一覧			
市民向け			
状況		事業名	事業概要
問い合わせ先			
相談	生活に困っているので、相談をしたい	新型コロナウイルス感染症に関する生活支援相談窓口	収入減少に対する給付、貸付金等の生活支援制度全般の相談
		生活困窮者自立支援法における自立相談支援事業	複合的な課題を抱えて生活に困っている人に対する、自立に向けた包括的な支援の相談
給付・手当など	病気、離職、休業等で仕事が出来なくなった	傷病手当（雇用保険）	失業保険の受給資格がある人が、病気やけがなどにより１５日以上続けて就労することが困難な場合、傷病手当が支給
		傷病手当金 （①健康保険 ②国民健康保険 ③後期高齢者医療制度）	感染又は感染の疑いがあり療養のため休業した場合で、給与の支払いがない場合、傷病手当金を支給
		休業手当	使用者の判断で休業させる場合には、法に定める「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当（給与の６０％以上）の対象となる
	休業手当を受け取れなかった	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業手当を受け取れなかった中小企業の労働者に、平均賃金の８０％を支給する　１日当たり８、２６５円が上限 適用対象期間２０２１年４月～１２月まで　申請期間２０２２年３月３１日まで 適用対象期間２０２２年１月～３月まで　申請期間２０２２年６月３０日まで
	収入減などにより住居を喪失またはその恐れがある	住居確保給付金	離職や、やむを得ない休業等による収入の減少などにより、住居を喪失またはその恐れがある人に対し、就職活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給
	収入減により、就学に係る費用負担が重い	学用品費等の援助（小中学生）	経済的に困っている人で、世帯の所得が教育委員会の定める基準以下と認められる人に対して、学用品費等、校外活動費、修学旅行費、医療費（う歯などの学校病に限る。）、学校給食費を支給
	２０２１年４月２日から ２０２２年４月１日に出生した子がいる	出産育児特別応援金	①２０２１年４月２日から２０２２年４月１日に出生し、出生時から申請日まで継続して福山市民である。②２０２１年４月１日から申請日まで継続して福山市民である保護者に同一世帯で養育されている。①②に該当する子ども１人当たり５万円を給付。
	配食サービスの拡充が必要	食の自立支援事業 （配食サービスの拡大）	本サービスが必要な事業対象者・要支援者・要介護者・障がい者に対するサービスの提供日数を週５食から週７食へ拡大
	生活保護法による援助が必要	生活保護	他の制度を活用しても、なお生計の維持が困難な方に対し、最低限度の生活を保障し、自立を支援
	非課税世帯等に対する臨時特別給付金の手続きがしたい	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として給付金を支給 ・対象世帯 ①非課税世帯（昨年１２／１０時点で、世帯全員の住民税均等割が非課税である世帯） ②家計急変世帯（新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、①と同様の事情にあると認められる世帯） ※①②ともに課税者の扶養親族等のみからなる世帯を除く ・給付額…１世帯当たり１０万円 ・申請方法 ①の対象者は、市が送付（２月１日発送予定）するお知らせ（確認書）を返送 ②の対象者は、市ＨＰに掲載の様式を郵送または電子申請（２月１日掲載予定）
		生活支援相談窓口 ０８４－９２８－１２６６ 福山市社会福祉協議会 生活困窮者自立支援センター （福山市福祉事務所内） ０８４－９２８－１２４１	ハローワーク福山 ０８４－９２３－８６０９ ①加入している健康保険等の保険者 ②保険年金課 ０８４－９２８－１０５４ ③保険年金課 ０８４－９２８－１４１１ 福山労働基準監督署 ０８４－９２３－０００５ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ０１２０－２２１－２７６ 福山市社会福祉協議会 生活困窮者自立支援センター （福山市福祉事務所内） ０８４－９２８－１２４１ 学事課 ０８４－９２８－１１６９ ネウボラ推進課 ０８４－９２８－１０５３ 高齢者支援課 ０８４－９２８－１１８９ 障がい福祉課 ０８４－９２８－１２０８ 生活福祉課 ０８４－９２８－１２８０ 又は、各支所保健福祉課 福祉総務課 福山市臨時特別給付金コールセンター ０８４－９２８－１２４０

市民向け

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援一覧

状況	事業名	事業概要	問い合わせ先
低所得の子育て世帯	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	以下のいずれかに該当する方に児童（１８歳年度末まで）一人当たり５万円を給付 ①２０２１年４月分の児童扶養手当の支給を受けている ②公的年金を受給していることにより、２０２１年４月分の児童扶養手当の支給を受けていない ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている 2022年2月28日まで申請受付	ネウボラ推進課 ０８４－９２８－１０７０
	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）	以下のいずれかに該当する方に児童（１８歳年度末まで）一人当たり５万円を給付 ①２０２１年４月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている人で、２０２１年度分の住民税均等割が非課税 ②①のほか、対象児童の養育者であって、次のいずれかに該当 ア ２０２１年度分の住民税均等割が非課税 イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、２０２１年度分の住民税均等割が非課税と同様の事情にあると認められる 2022年2月28日まで申請受付	ネウボラ推進課 ０８４－９２８－１０７０
	子育て世帯の生活支援	次のいずれかに該当する児童の児童手当（本則給付）受給者に対し、児童１人当たり１０万円を給付。 ①2021年（令和３年）９月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童と、そのきょうだいである高校生までの算定児童 ②2021年（令和３年）９月生まれで、2021年（令和３年）10月分の児童手当（本則給付）が認定となった児童と、そのきょうだいである高校生までの算定児童 ③2021年（令和３年）９月30日時点で高校生（2003年（平成15年）4月2日～2006年（平成18年）4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合） ④2021年（令和３年）10月１日～2022年（令和４年）３月31日に生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児） 上記の①又は②に該当する方、また本市から児童手当（本則給付）を認定された新生児については申請不要。それ以外の方については申請が必要。	ネウボラ推進課 ０８４－９２８－１０７０
	生活福祉資金貸付制度（特例貸付）の再貸付が終了等により特例貸付を利用できない世帯	就労による自立を図るため、またそれが困難な場合には、円滑に生活保護の受給につなげるために支援金を支給。 単身世帯6万、２人世帯8万、３人以上世帯１０万 支給期間：３か月間（再支給３か月） 申請期間：２０２２年３月３１日まで ※収入・資産要件等あり	生活福祉課 ０８４－９２８－１１７６ 又は、各支所保健福祉課
一時的な資金が必要	生活福祉資金貸付制度（特例貸付）	感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し一時的な資金が必要な人や生活の立て直しが必要な人に対し、貸付。 ○緊急小口資金：一時的な資金が必要な世帯１０万円（学校等の休業、個人事業主等の特例２０万円） ○総合支援資金：収入の減少や失業等により、日常生活の維持が困難となっている世帯（２人以上）月２０万円以内、（単身）月１５万円以内 ※貸付期間：原則３か月以内（分割交付１か月ごと）	福山市社会福祉協議会 緊急小口資金・総合支援資金 特例貸付受付センター ①０９０－２８０３－１３３１ ②０９０－４１０１－１３３２ ③０９０－４１０３－１３３３
	母子父子寡婦福祉資金貸付	生活の安定を図るため、失業等一定の要件に該当する場合に、生活資金を貸付	ネウボラ推進課 ０８４－９２８－１０５３
	福山市奨学資金（大学生、短大生等）、誠之奨学金（高校生、高等専門学校生等）の貸与	経済的な理由で修学が困難であり、福山市奨学金審議会で認められた人に対し、奨学金を貸与	学事課 ０８４－９２８－１１６９

市民向け

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援一覧

減免など

状況	事業名	事業概要	問い合わせ先
税金などの納付に困っている	市民税の減免	失業や疾病などにより、収入が前年と比較し皆無又は著しく減少した場合、収入減少割合で対象税額を減免	市民税課 ０８４－９２８－１０２０
	市税の徴収猶予	事業の廃止又は休止、事業における著しい損失、失業等により、一時に納付し、又は納入を行うことが困難である場合、市税を徴収猶予	納税課 ０８４－９２８－１０３０
	介護保険料の減免	事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、休職、失業等により、世帯の主たる生計維持者の収入が前年より３０％以上減少することが見込まれる場合、又は死亡、重篤な傷病を負った場合、保険料の一部又は全部を減免	介護保険課 ０８４－９２８－１１８０
	介護保険料の徴収猶予	事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、休職、失業等により、納付すべき保険料を一度に納付することができないと認められる場合、保険料を徴収猶予	介護保険課 ０８４－９２８－１１８０
	国民健康保険税特例軽減	倒産・解雇・雇い止めなどにより離職した場合、前年の給与所得をその３０／１００とみなして保険税を算定	保険年金課 ０８４－９２８－１０５５
	国民健康保険税減免（収入減少等）	世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合、又は世帯の主たる生計維持者の2021年中の収入が2020年中に比べて3割以上の減少が見込まれるなど一定の要件を満たす場合、保険税を減免 2022年3月31日まで申請受付	保険年金課 ０８４－９２８－１０５５
	国民健康保険税減免（失業）	倒産・解雇・雇い止めなどにより離職、国民健康保険税特例軽減の対象とならない場合、世帯の合計所得に応じて保険税の一部を減免	保険年金課 ０８４－９２８－１０５５
	国民健康保険税減免（事業の休廃止）	やむを得ない事情で事業を休廃止した場合、世帯の合計所得金額に応じて保険税の一部を減免	保険年金課 ０８４－９２８－１０５５
	国民健康保険税の徴収猶予	事業の廃止又は休止、事業における著しい損失、失業等により、一時に納付し、又は納入を行うことが困難である場合、保険税を徴収猶予	保険年金課 ０８４－９２８－１０５６
	国民健康保険一部負担金の免除及び徴収猶予	生活が一時的に著しく困難となり、一部負担金の支払が困難な場合、国民健康保険の一部負担金を免除及び徴収猶予	保険年金課 ０８４－９２８－１０５４
	後期高齢者医療保険料減免（収入減少等）	世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合、又は世帯の主たる生計維持者の2021年中の収入が2020年中に比べて3割以上の減少が見込まれるなど一定の要件を満たす場合、保険料を減免	保険年金課 ０８４－９２８－１４１１
	後期高齢者医療保険料の減免（失業・事業の休廃止）	失業、長期休業、疾病などにより著しく収入が減少した場合、保険料を減免	保険年金課 ０８４－９２８－１４１１
	後期高齢者医療保険料の徴収猶予	事業の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、保険料を一度に納付できない場合、保険料を徴収猶予	保険年金課 ０８４－９２８－１４１１
	後期高齢者医療保険料の一部負担金の減免	失業、長期休業、疾病などにより著しく収入が減少した場合、一部負担金を減免	保険年金課 ０８４－９２８－１４１１
	国民年金保険料免除または納付猶予	失業、事業の休廃止などにより、著しく収入が減少した場合、保険料を免除または納付猶予	保険年金課 ０８４－９２８－１０５２ 福山年金事務所 ０８４－９２４－２１８１
水道料金・下水道使用料の納付に困っている	水道料金・下水道使用料の分納等	生活困窮を原因とした料金未払いの場合、個別相談により分割納付や給水停止日を猶予	ふくやま上下水道料金センター ０８４－９２８－１５１４
	集落排水処理施設使用料の分納等	経済的理由等で通常納期での納付が困難な場合、個別相談により分割納付等に対応。	農林整備課 ０８４－９２８－１０３５
福祉サービスなどの利用者負担分の納付に困っている	障がい福祉サービス等利用者負担の軽減	世帯の収入が事業又は業務の休廃止等により減少し、所得見込が前年の所得に比べて５割以下に減少した場合、利用者負担を軽減	障がい福祉課 ０８４－９２８－１２０８
	介護保険居宅介護サービス費及び介護予防サービス費並びに第１号事業支給費の額の特例	事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により収入が著しく減少した場合、利用者負担分の一部を軽減	介護保険課 ０８４－９２８－１１６６ 高齢者支援課 ０８４－９２８－１１８９
	養護老人ホーム月額費用徴収額の減免	収入の著しい減少や支出の著しい増加によって費用負担能力が著しく減少した場合、月額費用徴収額を減免	高齢者支援課 ０８４－９２８－１０６５

市民向け

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援一覧

状況	事業名	事業概要	問い合わせ先
保育料，学費などの納付に困っている	保育所等保育料（保育所，認定こども園，地域型保育事業）の減免	世帯の収入が保育料の算定年度に比べ，４割以上減少した場合に，保育料を減免	保育施設課 ０８４－９２８－１０４７
	福山市立福山高等学校授業料の免除・減免	生徒の保護者等が疾病，失業，その他の理由により収入が得られない又は著しく減少した場合，授業料を免除又は減免	福山中・高等学校 ０８４－９５１－５９７８
	小児慢性特定疾病医療費の支給認定世帯となっている	世帯の収入に著しい減少があった場合，自己負担上限月額を軽減	保健予防課 ０８４－９２８－１１２７

その他

自己の責めによらない理由により解雇された人など	緊急雇用対策事業	自己の責めによらない理由により解雇され離職した人や，雇用期間終了後に事業主の意思により契約更新されなかった人などを対象として，福山市役所で勤務する会計年度任用職員を募集。勤務時間は８時３０分～１７時１５分。週４日勤務。日給７,０００円。	人事課 ０８４－９２８－１００９
ワクチン接種のためにタクシーや福祉タクシーで移動する必要がある人	高齢者・障がい者の新型コロナワクチン接種移動支援事業	ワクチン接種のため接種場所までタクシーや福祉タクシーで移動する必要がある人に，乗車１回につき１,０００円を上限に運賃を助成 対象者：（１）２０２３年４月１日までに７５歳以上になる高齢者 （２）障がい者手帳（身体・療育・精神）を持っている人 ※移動が可能な人はできる限りバスなどの公共交通機関や自家用車を使用してください。	（１）高齢者支援課 ＴＥＬ０８４－９２８－１０６５ ＦＡＸ０８４－９２８－７８１１ （２）障がい福祉課 ＴＥＬ０８４－９２８－１０６２ ＦＡＸ０８４－９２８－１７３０
住宅の退去を余儀なくされた方	市営住宅の提供	感染症の影響による解雇等により住居の退去を余儀なくされた方に，市営住宅を仮住居として有償提供	住宅課 ０８４－９２８－１１０１
外国人市民で帰国が困難になっているなど	外国人帰国困難者の在留期間延長等	感染症の影響による在留期間等の更新・変更	広島出入国在留管理局福山出張所 ０８４－９７３－８０９０

事業者向け

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援一覧

	状況	事業名	概要	申請期限	問い合わせ先
売上回復	感染症拡大防止のため、県の要請に基づき休業又は時短営業した 【対象：飲食店】	給付 (県) 広島県感染症拡大防止協力支援金 【令和3年度 第7期】	中小企業：3～10万円/日 大企業：上限20万円/日 ※要請に応じた対象となる飲食店に協力金を支給 ※早期給付制度あり	【早期給付申請】 1/28まで 【本申請】 2/1～3/18まで	広島県協力支援金センター 082-248-6851
	売上が30%以上減少した	給付 (国) 事業復活支援金 NEW!	大・中小企業：上限250万円 個人事業者：上限50万円 ※年間売上高・売上減少率により給付額が異なる	1月下旬～（予定）	事業復活支援金事務局 0120-789-140
		給付 (県) 頑張る中小事業者月次支援金 【1月分】	【売上減少50%以上】 中小企業：上限20万円/月 個人事業者：上限10万円/月 【売上減少30%以上50%未満】 中小企業：上限8万円/月 個人事業者：上限4万円/月 ※広島県感染症拡大防止協力支援金の対象者を除く	2/1～3/31	頑張る中小事業者月次支援金センター 082-248-6853
		給付 (市) 中小事業者売上回復応援金 【1月分・2月分】 調整中	中小企業：上限20万円/月 個人事業者：上限10万円/月 ※広島県感染症拡大防止協力支援金の対象者を除く	未定	福山市産業振興課 084-928-1038
雇用維持	子どもの世話が必要で仕事ができない （委託を受け仕事をする個人事業）	助成 (国) 小学校休業等対応支援金	日額：4,500円～6,750円 ※期間により金額が異なる ※1月は、まん延防止等重点措置対象区域となるため特例で7,500円	【2021/11/1～12/31取得分】 2/28まで 【2022/1/1～3/31取得分】 5/31まで	小学校休業等助成金・支援金コールセンター 0120-60-3999
	子どもがいる従業員に有給の休暇を取得させた（事業主）	助成 (国) 小学校休業等対応助成金	日額：9,000円～13,500円 ※期間により金額が異なる ※1月は、まん延防止等重点措置対象区域となるため特例で15,000円	【2021/11/1～12/31取得分】 2/28まで 【2022/1/1～3/31取得分】 5/31まで	
	従業員を休業させた	助成 (国) 雇用調整助成金	雇用の維持を図る事業主に対して助成 日額：9,000円～15,000円/人 ※期間、業況特例、地域特例の有無により異なる ※1月は、まん延防止等重点措置対象区域となるため特例で15,000円	随時	ハローワーク福山 084-923-8609
	雇用調整助成金の申請手続を社労士に依頼した	補助 (市) 雇用調整助成金申請サポート補助金	助成金の申請に係る社会保険労務士への報酬を補助 上限10万円（補助率10/10）	2/28まで	福山市産業振興課 084-928-1040
	在籍出向で雇用を維持したい 在籍出向の人材を活用したい	助成 (国) 産業雇用安定助成金	出向中の費用を最大9/10助成（日額上限12,000円/人）	随時	ハローワーク福山 084-923-8609
	外国人材の受入支援	補助 (県) 外国人材受入企業等緊急支援事業補助金	新型コロナ感染症対策のため雇用予定の外国人材が入国後に待機する期間中の宿泊費の一部を支援 上限45,000円/人（補助率1/2）※1泊あたりの上限3,000円	3/10まで	広島県商工労働局雇用労働政策課 外国人材受入・共生対策担当 082-513-3410

事業者向け

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援一覧

	状況	事業名	概要	申請期限	問い合わせ先
雇用維持	コロナで離職した人を雇いたい	助成 (国) トライアル助成金	【トライアルコース】 1人当たり最大4万円/月 ※最長3か月 【短時間トライアルコース】 1人当たり最大2万5,000円/月 ※最長3か月	トライアル雇用 期間終了から 2か月以内	ハローワーク福山 084-923-8609
		助成 (県) 建設労働者雇用促進助成金	建設労働者を雇用する事業者へ助成 上限120万円/人 (上限20万円/月×3か月×2期)	3/31まで	広島県土木建築局建設産業課入札制度 グループ 082-513-3821
		補助 (市) 特定離職者雇用促進補助金	離職や内定取消された方を雇用した事業者へ助成 補助期間：2021年1月1日～同年12月31日の対象期間中に雇用 後、最初の6か月/上限60万円 (上限10万円/月×3か月×2期) /申請人数：1事業者5人まで	2/28まで	福山市産業振興課 084-928-1040
新分野展開・販路拡大	設備投資を行いたい	補助 (国) 事業再構築補助金	新分野展開や業態転換等の事業再構築に係る設備投資等を支援 ※上限額100万円～1億円 ※売上が10%以上減少した中小・中堅事業者が対象	【今年度分】 3/24まで ※2022年度も実施予定	事業再構築補助金事務局コールセンター 0570-012-088
		補助 (国) ものづくり・商業・サービス補助金	事業回復に向けての設備投資等、生産性向上や賃上げ等の取組 を支援 ※上限額750万円～2,000万円 補助率1/2～2/3	2月中旬予定	ものづくり補助金事務局サポートセンター 050-8880-4053
	販路開拓を行いたい	補助 (国) 持続化補助金	小規模事業者が経営計画を作成し、取り組む販路開拓等を支援 ※上限額50万円～100万円 補助率2/3	【今年度分】 ・一般型～2/4まで ・低感染リスク型ビジネス枠 ～3/9まで ※2022年度も実施予定	福山商工会議所 084-921-8734 神辺町商工会 084-963-2001 沼隈内海商工会 084-987-0328 福山北商工会 084-976-3111 福山あしな商工会 0847-52-4882
		補助 (県) 緊急対策販路開拓等支援補助金	2021年度の国持続化補助金の採択事業者に対し、県が上乗せ補 助率：1/12 【一般型】上限6万2,500円 【コロナ特別対応型・A類】上限12万5,000円 【コロナ特別対応型・B類又はC類】上限11万1,000円	随時	広島県商工労働局 経営革新課 経済団体グループ (制度) 082-513-3328

事業者向け

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援一覧

	状況	事業名	概要	申請期限	問い合わせ先
働き方	テレワーク制度を導入・実施	助成 (国) 人材確保等支援助成金 (テレワークコース)	機器導入助成：1企業あたり支給対象となる経費の30% 目標達成助成：1企業あたり支給対象となる経費の20% ※次のいずれか低い方の額を上限とする 1企業あたり100万円、テレワーク実施対象労働者20万円/人	随時	広島労働局 雇用環境・均等室 082-221-9247
	ITツールの導入を検討	補助 (国) IT導入補助金	インボイス制度への対応も見据えたITツールの導入補助に加え、PC等のハード購入も支援 【ITツール】～50万円(補助率3/4)、50万円～350万円(補助率2/3) 【PC、タブレット等】10万円(補助率1/2) 【レジ等】20万円(補助率1/2)	未定	IT導入支援事業コールセンター 0570-666-424
資金繰り・融資	一時的に売上が減少している	融資 (国) セーフティネット貸付	【中小事業】 上限7億2,000万円/貸付期間：設備15年(据置3年)・運転8年(据置3年)/利率1.06% 【国民事業】 上限4,800万円/貸付期間：設備15年(据置3年)・運転8年(据置3年)/利率1.81%	随時	日本政策金融公庫 福山支店 084-922-6550
	売上が5%以上減少した	融資 (国) 新型コロナウイルス感染症特別貸付	【中小事業】 上限6億円/貸付期間：設備20年(据置5年)・運転15年(据置5年)/利率0.16% ※特別利子補給制度により実質無利子無担保 【国民事業】 上限8,000万円/貸付期間：設備20年(据置5年)/運転15年(据置5年)/利率0.31% ※特別利子補給制度により実質無利子無担保	3/31まで	
		融資 (国) 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	【生活衛生関係事業者】 上限8,000万円/貸付期間：設備20年(据置5年)・15年(据置5年)/利率0.31% ※特別利子補給制度により実質無利子無担保	3/31まで	
		融資 (国) 新型コロナウイルス対策衛経融資	【生活衛生同業組合等の経営指導を受けている生活衛生関係事業者】 上限1,000万円/貸付期間：設備10年(据置4年)・運転7年(据置3年)/利率0.31% ※特別利子補給制度により実質無利子無担保	3/31まで	
		融資 (国) 危機対応融資	上限6億円/貸付期間設備20年(据置5年間)・運転15年(据置5年)/利率0.16% ※特別利子補給制度により実質無利子無担保	3/31まで	商工組合中央金庫 福山支店 084-922-6830
		融資 (国) 小規模企業共済制度(特例緊急経営安定貸付)	【小規模企業共済の契約者】 上限2,000万円(契約者が納付した掛金の総額の7～8割の範囲内/無利子)	3/31まで	中小企業基盤整備機構 共済相談室 050-5541-7171

事業者向け

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援一覧

資金繰り・融資

状況	事業名	概要	申請期限	問い合わせ先
売上が５％以上減少した	融資 (国) 新型コロナウイルス対策マル経融資	【商工会議所等の経営指導を受けた小規模事業者】 上限1,000万円/貸付期間：設備10年(据置4年)・運転7年(据置3年)/利率0.31％ ※特別利子補給制度により実質無利子無担保	3/31まで	福山商工会議所 084-921-8734 神辺町商工会 084-963-2001 沼隈内海商工会 084-987-0328 福山北商工会 084-976-3111 福山あしな商工会 0847-52-4882
	融資 (市) 小規模事業者経営改善資金利子補給	国マル経融資及び新型コロナウイルス対策マル経融資を対象に利子補給 ※実質無利子化	随時	福山市産業振興課 084-928-1040
	保証 (国) セーフティネット5号 ※市の窓口で認定実施	・借入債務の80％を保証 ・保証枠2億8,000万円（一般保証と別枠） ※上限・利率は金融機関による	3/31まで	お近くの民間金融機関または 広島県信用保証協会 福山支所 084-923-4893 福山市産業振興課 084-928-1040
売上が１０％以上減少した	融資 (国) 衛生環境激変対策特別貸付	【旅館・飲食・喫茶店を営む事業者】 上限1,000万円、貸付期間：運転7年(据置2年)、利率1.81％ 振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員は利率0.91％	3/31まで	日本政策金融公庫 福山支店 084-922-6550
売上が１５％以上減少した事業者	保証 (国) 伴走支援型特別保証制度 ※市の窓口で認定実施	保証上限6,000万円 保証料率0.2％ ・経営行動計画を作成すること ・セーフティネット保証４号、５号の認定を受けていること ・金融機関が継続的な伴走支援をすること	3/31まで	お近くの民間金融機関または 広島県信用保証協会 福山支所 084-923-4893
売上が２０％以上減少した事業者	保証 (国) セーフティネット4号 ※市の窓口で認定実施	・借入債務の100％を保証 ・保証枠2億8,000万円（一般保証と別枠） ※上限、利率は金融機関による	3/1まで	福山市産業振興課 084-928-1040
財務体質を安定化させるため資本の増強をしたい	融資 (国) 新型コロナ対策資本金性劣後ローン	【中小事業・危機対応】 上限10億円 【国民事業】 上限7,200万円 ※実現性のある事業計画の作成が必要など、融資に条件あり	随時	日本政策金融公庫 福山支店 084-922-6550 商工組合中央金庫 福山支店 084-922-6830
農林・漁業経営の維持安定が困難	融資 (国) 農林漁業セーフティネット資金	借入限度額 ・1年間の経営費又は粗収入に相当する額（いずれか低い方） ・簿記記帳を行っていない方は1,200万円以内 貸付期間15年（据置3年）	3/31まで	日本政策金融公庫 広島支店 082-249-9152
利用者・従業員が罹患し、社会福祉施設等の営業を縮小又は停止した	融資 (国) 社会福祉関係施設への融資	6,000万円まで無利子無担保（6,000万円超の部分は0.2％） /貸付期間15年（据置3年）	随時	福祉医療機構 03-3438-0403
休業等の影響により収入が減り生活の維持が困難	融資 (国) 緊急小口資金	主に休業者向け 上限20万円以内/据置期間1年以内・償還期限2年以内/無利子無担保	3/31まで	福山市社会福祉協議会 090-2803-1331 090-4101-1332 090-4103-1333
	融資 (国) 総合支援資金	主に失業者等向け 二人以上世帯：上限月20万円以内/単身世帯：上限月15万円以内/貸付期間原則3か月以内・据置期間1年以内・償還期限10年以内/無利子無担保	3/31まで	

事業者向け		新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援一覧			
状況		事業名	概要	申請期限	問い合わせ先
税の軽減など	売上が50%以上減少した	税制 課税事業者の選択不適用	消費税課税期間の開始後における課税対象事業者の選択不適用	詳細は窓口へ	福山税務署 084-922-1350
	前年度黒字で今年度赤字	税制 欠損金の繰戻しによる還付	前年度に納付した法人税の一部還付	法人税の確定申告時 ※事業年度末日の翌日から2か月以内	
	その他	税制 申告・納付期限の延長	申告及び納税期限以降も延滞税及び利子税の発生なしで柔軟に受付対応（法人税、消費税など）	随時	福山市市民税課（法人市民税について） 084-928-1019 福山税務署 084-922-1350
		税制 テレワーク等の設備投資税制	テレワークなどに対応した設備の取得に対する即時償却又は税額控除 控除額：設備投資額7%（資本金3,000万以下の場合は10%）	2023年5月31日まで	中小企業税制サポートセンター 03-6281-9821
		税制 固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充延長	新たな設備投資に係る固定資産税の免除期限の延長（2023年3月末まで）	随時	福山市企業誘致推進課 084-928-1124
その他	事業を次世代に引き継ぎたい	補助 （国）事業承継・引継ぎ補助金	事業承継・引継ぎに係る 設備投資・専門家活用費用・廃業費用等を支援 上限150万円～600万円（補助率1/2～2/3）	未定	中小企業庁事業環境部財務課 03-3501-5803
	水道料金・下水道使用料の期限内の納付が困難	その他 （市）水道料金・下水道使用料の分納等	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の水道料金及び下水道使用料について、個別相談により分割納付や給水停止日を猶予 【対象となる費用】水道料金，下水道使用料 【制度対象者】市内の大企業，中小・小規模事業者（個人事業主を含む）のうち，上下水道使用者	随時	ふくやま上下水道料金センター 084-928-1514
	公共工事の継続が困難になった	その他 （市）工事に関する措置（延期等）	感染症拡大防止のため、工事又は業務の継続が難しい場合、延期等の措置が可能 【特例措置】 公共工事代金の中間前払いをした工事に対し、一定の条件を満たす場合において、特例としてさらに既済部分払いが可能	随時	福山市建設政策課 084-928-1076 福山市上下水道局管財契約課 084-928-1503
	建築設備等の供給が滞っていることから、予定工期内に完了検査を受けることが困難となった	その他 （市）完了検査を受ける計画の変更等	納期が遅れた建築設備等を未設置の状態で完了検査の申請を行うとする事業者へ個別に対応	随時	福山市建築指導課 084-928-1104
	予定していた日程での建築物等の定期検査・調査の実施が困難となった	その他 （市）定期調査・検査結果報告期限の延長等	建築物等の定期調査・検査の報告をしようとする事業者に対し、一定期間の期限の延期や猶予等を個別に対応	随時	福山市建築指導課 084-928-1167
	港湾施設使用料の支払を猶予してもらいたい（港湾施設使用者）	その他 （県，市）港湾施設使用料等の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた港湾施設利用者の港湾施設使用料及び入港料の支払を猶予 【猶予期間】2022年（令和4年）3月31日まで	2022年3月31日まで	広島県東部建設事務所港湾課 084-921-1559 福山市港湾河川課 084-928-1260